

相模原市監査委員公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、令和3年2月26日に実施した財務監査の結果に基づき講じた措置の内容について、相模原市議会から通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年3月26日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 橋 本 慎 一

同 久保田 浩 孝

同 大 槻 和 弘

1 監査対象事務

需用費(印刷製本費)の支出に関する事務

2 監査の日程

令和2年10月7日から令和3年2月26日まで

3 措置に係る通知日

相模原市議会から通知があった日 令和3年3月16日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

| 監査の結果  | 措置の内容   |
|--|---|
| <p>政策調査課の需用費(印刷製本費)の支出に関する事務を調査したところ、さがみはら市議会だより定例号・臨時号の契約において次のような事例が見られた。</p> <p>仕様書では、定例号・臨時号各号の発行部数について予定部数を示し、別途発注書で確定部数を指示することが規定されている。臨時号の発行において発注書により確定部数を181,200部と指示し、その部数の納品が行われたが、仕様書における予定部数である190,500部が記載された納品書及び請求書を受領し、請求書記載の額を支出したため22,506円の過払いが生じていた。</p> <p>今後は、改めて検査・検収を確実にを行い、適正に事務を執行されたい。</p> <p>【政策調査課】</p> | <p>令和2年10月7日から令和3年2月26日にかけて実施された財務監査における指摘事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>本事案については、納品物を検査・検収した際に、納品書の記載内容についての確認を怠ったこと及び請求書の提出を受け支出処理をする際に、発注書との整合について確認を怠ったことが原因で誤りが生じました。</p> <p>過払いとなっていた金額につきましては、速やかに戻入を求め、11月16日付けで納入されたことを確認しました。なお、平成28年度分から現年度分まで5年度分の同事業に係る契約を確認し、支出に誤りが無かったことを確認しております。</p> <p>また、11月4日及び10日に課内で打合せを行い、今回の事案について課内全員で問題意識を共有し、改善策について協議しました。その結果、11月以降の予算執行においては、全ての支出命令の決裁を回議する際に、別途、「支出命令の重点チェックリスト」を表紙につけ、支出命令書・支出負担行為書とその証拠書類及び発注書をひとまとめにし</p> |

て紙ベースでも同時に回議し、専決区分にかかわらず、広報・議会史班及び政策調査班の両担当課長、課長までの決裁を受ける運用としております。

更に、毎年度2月に執行残見込額戻入のため年度を通じての印刷実績をチェックするなど、誤りを発見する事後体制を設けておりましたが、支出命令の執行前に誤りを発見する体制を整えるため、納品時には実際の納品物だけでなく、納品書の記載内容の正誤も確認し、誤りがあったときは速やかに訂正を求める対策を講じました。

今後につきましては、全ての所属職員が証拠書類の確認の重要性を再認識し、遺漏なく検査・検収及び支払を行うよう徹底し、再発防止に努めてまいります。

【政策調査課】